

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都
（氏名） A

上記被審人に対する令和８年度（判）第２号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第１８５条の６の規定により審判長審判官高橋安紀子、審判官鈴木淑彦、同三木洋美から提出された決定案に基づき、法第１８５条の７第１項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 6 2 7 万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和 8 年 1 1 月 1 7 日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第１７８条第１項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、本件審判手続の期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しない。

証拠によれば、課徴金に係る法第１７８条第１項第１４号に掲げる事実及び課徴金の計算の基礎となる事実が認められる。

令和 8 年 9 月 1 6 日

金 融 庁 長 官 伊 藤 豊

(別紙)

1 課徴金に係る金融商品取引法（以下「法」という。）第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

法第 178 条第 1 項第 14 号に該当

被審人は、

- (1) 株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が開設する金融商品市場（グロース市場）に上場されていた、ベースフード株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表 1 記載のとおり、令和 5 年 10 月 5 日から同年 11 月 27 日までの間、同市場において、株式会社 B 証券、C 証券株式会社及び D 証券株式会社を介し、上値に大量の株数の売り注文を入れて売り板を厚くした上で、同株式を下値で買い付け、さらに、下値に大量の買い注文を入れて買い板を厚くした上で、同株式を上値で売り付けるなどの方法により、同株式合計 37 万 6400 株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計 35 万 8600 株を買い付ける一方、同株式合計 762 万 1000 株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計 28 万 2500 株を売り付け、
 - (2) 東京証券取引所が開設する金融商品市場（プライム市場）に上場されていた、株式会社 Gunosy の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表 2 記載のとおり、令和 5 年 10 月 10 日から同年 12 月 5 日までの間、同市場において、株式会社 B 証券、C 証券株式会社及び D 証券株式会社を介し、上値に大量の株数の売り注文を入れて売り板を厚くした上で、同株式を下値で買い付け、さらに、下値に大量の買い注文を入れて買い板を厚くした上で、同株式を上値で売り付けるなどの方法により、同株式合計 23 万 9400 株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計 41 万 9600 株を買い付ける一方、同株式合計 816 万株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計 24 万 2400 株を売り付け、
 - (3) 東京証券取引所が開設する金融商品市場（スタンダード市場）に上場されていた、日本ギア工業株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表 3 記載のとおり、令和 5 年 12 月 5 日から同月 14 日までの間、同市場において、株式会社 B 証券及び D 証券株式会社を介し、上値に大量の株数の売り注文を入れて売り板を厚くした上で、同株式を下値で買い付けるなどの方法により、同株式合計 8 万 5500 株を買い付ける一方、同株式合計 145 万 8500 株の売付けの委託を行い、
- もって、自己の計算において、上記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、取引所金融商品市場における上記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

2 法令の適用

法第 174 条の 2 第 1 項、第 6 項第 2 号、第 7 項、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第 1 条の 17 第 2 項第 1 号、金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号、第 33 条の 14 第 5 項、法第 176 条第 2 項、第 159 条第 2 項第 1 号

3 課徴金の計算の基礎

(1) 別表 1 に掲げるベースフード株式に係る取引

① 令和 5 年 10 月 5 日午前 9 時 13 分 41 秒頃から午前 9 時 35 分 22 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量 900 株に、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（723 円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 5,100 株を加えた 6,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 6,000 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（6,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(有価証券の売付け等の価額：4,342,500 円)} \\ & - \text{(有価証券の買付け等の価額：4,233,900 円)} \\ & = 108,600 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ. 法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、100,000 円となる。

② 令和 5 年 10 月 5 日午前 10 時 00 分 35 秒頃から午前 10 時 13 分 54 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量 10,100 株に、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（715 円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 5,100 株を加えた 15,200 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も

15,200 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（15,200 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：10,857,700 円）
－（有価証券の買付け等の価額：10,802,000 円）
＝55,700 円

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、50,000 円となる。

③ 令和 5 年 10 月 5 日午前 10 時 21 分 02 秒頃から午後 2 時 56 分 49 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量 19,900 株に、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（714 円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 3,700 株を加えた 23,600 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 23,600 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（23,600 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：17,038,300 円）
－（有価証券の買付け等の価額：16,965,600 円）
＝72,700 円

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、70,000 円となる。

④ 令和 5 年 10 月 6 日午後 1 時 09 分 43 秒頃から午後 1 時 19 分 10 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、5,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の

数量も 5,000 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（5,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(有価証券の売付け等の価額 : 3,505,000 円)} \\ & - \text{(有価証券の買付け等の価額 : 3,480,000 円)} \\ & = 25,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、20,000 円となる。

⑤ 令和 5 年 10 月 10 日午後 0 時 53 分 44 秒頃から午後 1 時 01 分 12 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、4,700 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 4,700 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（4,700 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(有価証券の売付け等の価額 : 3,604,900 円)} \\ & - \text{(有価証券の買付け等の価額 : 3,581,400 円)} \\ & = 23,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、20,000 円となる。

⑥ 令和 5 年 10 月 10 日午後 1 時 03 分 33 秒頃から午後 1 時 25 分 20 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、4,700 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 4,700 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（4,700 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による

当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(有価証券の売付け等の価額：3,595,500 円)} \\ & - \text{(有価証券の買付け等の価額：3,576,700 円)} \\ & = 18,800 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ. 法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、10,000 円となる。

⑦ 令和 5 年 10 月 10 日午後 1 時 30 分 26 秒頃から午後 2 時 09 分 30 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、4,800 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 4,800 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（4,800 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(有価証券の売付け等の価額：3,681,600 円)} \\ & - \text{(有価証券の買付け等の価額：3,652,800 円)} \\ & = 28,800 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ. 法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、20,000 円となる。

⑧ 令和 5 年 10 月 11 日午前 9 時 04 分 12 秒頃から午前 10 時 40 分 55 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（796 円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 4,900 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 4,900 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（4,900 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：3,900,400 円)
－ (有価証券の買付け等の価額：3,841,600 円)
＝58,800 円

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、50,000 円となる。

⑨ 令和 5 年 10 月 12 日午前 9 時 10 分 55 秒頃から午前 9 時 16 分 27 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量 4,600 株に、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (747 円) で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 400 株を加えた 5,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 5,000 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (5,000 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：3,781,000 円)
－ (有価証券の買付け等の価額：3,750,000 円)
＝31,000 円

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、30,000 円となる。

⑩ 令和 5 年 10 月 12 日午前 9 時 18 分 35 秒頃から同月 16 日午前 9 時 00 分 29 秒頃までの取引について

ア．当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、40,800 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は 35,700 株であることから、

(ア) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (35,700 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算によ

る当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：27,672,600 円)
－ (有価証券の買付け等の価額：27,580,800 円)
＝91,800 円

及び

(イ) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(40,800 株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(35,700 株)を超えていることから、当該超える数量 5,100 株(売付け等の数量 40,800 株－買付け等の数量 35,700 株)に係る有価証券の売付け等の価額(a)から、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第 67 条の 19 又は第 130 条に規定する最低の価格のうち最も低い価格(411 円)に当該超える数量を乗じて得た額(b)を控除した額

(a：4,054,500 円)－(b：2,096,100 円)
＝1,958,400 円

の合計額 2,050,200 円となる。

イ. 法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、2,050,000 円となる。

⑪ 令和 5 年 10 月 31 日午前 9 時 53 分 42 秒頃から午前 9 時 58 分 24 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(521 円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 7,000 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(7,000 株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：3,647,000 円)
－ (有価証券の買付け等の価額：3,612,000 円)
＝35,000 円

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、30,000 円となる。

⑫ 令和 5 年 10 月 31 日午後 0 時 31 分 49 秒頃から午後 0 時 40 分 39 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (511 円) で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 7,000 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (7,000 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：3,577,000 円)
－ (有価証券の買付け等の価額：3,542,000 円)
＝35,000 円

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、30,000 円となる。

⑬ 令和 5 年 10 月 31 日午後 0 時 53 分 40 秒頃から午後 1 時 26 分 15 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (514 円) で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 7,000 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (7,000 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による

当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：3,598,000 円)
－ (有価証券の買付け等の価額：3,577,000 円)
＝21,000 円

イ. 法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、20,000 円となる。

⑭ 令和 5 年 10 月 31 日午後 1 時 46 分 44 秒頃から午後 2 時 00 分 47 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (514 円) で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 7,000 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (7,000 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：3,598,000 円)
－ (有価証券の買付け等の価額：3,570,000 円)
＝28,000 円

イ. 法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、20,000 円となる。

⑮ 令和 5 年 11 月 1 日午後 1 時 43 分 33 秒頃から午後 1 時 59 分 56 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (481 円) で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 7,000 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（7,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：3,367,000 円）
－（有価証券の買付け等の価額：3,346,000 円）
＝21,000 円

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、20,000 円となる。

⑯ 令和 5 年 11 月 2 日午前 10 時 34 分 58 秒頃から同月 17 日午前 10 時 50 分 20 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量 187,000 株に、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（480 円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株を加えた 194,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 194,000 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（194,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：94,765,000 円）
－（有価証券の買付け等の価額：94,247,700 円）
＝517,300 円

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、510,000 円となる。

⑰ 令和 5 年 11 月 22 日午後 1 時 42 分 30 秒頃から午後 2 時 19 分 19 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（548 円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の

数量 6,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 6,000 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（6,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(有価証券の売付け等の価額：3,288,000 円)} \\ & - \text{(有価証券の買付け等の価額：3,264,000 円)} \\ & = 24,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、20,000 円となる。

⑱ 令和 5 年 11 月 24 日午前 10 時 14 分 14 秒頃から午前 10 時 24 分 22 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（575.9 円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 7,000 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（7,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(有価証券の売付け等の価額：4,031,300 円)} \\ & - \text{(有価証券の買付け等の価額：3,990,000 円)} \\ & = 41,300 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、40,000 円となる。

⑲ 令和 5 年 11 月 24 日午前 10 時 34 分 56 秒頃から同月 27 日午前 10 時 06 分 12 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違

反行為の開始時にその時における価格（582 円）で売付け等を自己の計算においてしたものとなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 7,000 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（7,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{（有価証券の売付け等の価額：4,074,000 円）} \\ & - \text{（有価証券の買付け等の価額：4,018,000 円）} \\ & = 56,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、50,000 円となる。

(2) 別表 2 に掲げる G u n o s y 株式に係る取引

① 令和 5 年 10 月 10 日午前 9 時 05 分 46 秒頃から午後 0 時 32 分 23 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（698 円）で売付け等を自己の計算においてしたものとなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 5,100 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 5,100 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（5,100 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{（有価証券の売付け等の価額：3,559,800 円）} \\ & - \text{（有価証券の買付け等の価額：3,503,700 円）} \\ & = 56,100 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、50,000 円となる。

- ② 令和5年10月11日午前9時27分45秒頃から午前10時07分42秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(699円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量5,100株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も5,100株であることから、

- ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(5,100株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(有価証券の売付け等の価額：3,564,900円)} \\ & - \text{(有価証券の買付け等の価額：3,513,900円)} \\ & = 51,000 \text{円} \end{aligned}$$

- イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、50,000円となる。

- ③ 令和5年10月11日午前10時24分36秒頃から午後1時41分56秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、5,100株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も5,100株であることから、

- ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(5,100株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(有価証券の売付け等の価額：3,519,000円)} \\ & - \text{(有価証券の買付け等の価額：3,503,700円)} \\ & = 15,300 \text{円} \end{aligned}$$

- イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、10,000円となる。

- ④ 令和5年10月11日午後2時14分58秒頃から午後2時25分35秒頃までの

取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（684円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量5,500株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も5,500株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（5,500株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：3,762,000円）
－（有価証券の買付け等の価額：3,723,500円）
＝38,500円

イ．法第176条第2項の規定により、上記ア．で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、30,000円となる。

⑤ 令和5年10月16日午前10時53分20秒頃から午前11時07分39秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（697.6円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量6,500株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も6,500株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（6,500株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：4,534,400円）
－（有価証券の買付け等の価額：4,498,000円）
＝36,400円

イ．法第176条第2項の規定により、上記ア．で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、30,000円となる。

⑥ 令和5年10月17日午前9時03分08秒頃から同月24日午前9時30分13秒頃までの取引について

ア. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量122,100株に、法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（700.1円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量6,600株を加えた128,700株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は122,100株であることから、

（ア）当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（122,100株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：89,389,160円）

－（有価証券の買付け等の価額：88,735,500円）
＝653,660円

及び

（イ）当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（128,700株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（122,100株）を超えていることから、当該超える数量6,600株（売付け等の数量128,700株－買付け等の数量122,100株）に係る有価証券の売付け等の価額（a）から、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格（666円）に当該超える数量を乗じて得た額（b）を控除した額

（a：4,681,200円）－（b：4,395,600円）
＝285,600円

の合計額939,260円となる。

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、930,000円となる。

- ⑦ 令和5年10月24日午前11時18分52秒頃から同月26日午前9時22分17秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量37,200株に、法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(696円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株を加えた44,200株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も44,200株であることから、

- ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(44,200株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(有価証券の売付け等の価額：30,971,800円)} \\ & - \text{(有価証券の買付け等の価額：30,683,400円)} \\ & = 288,400 \text{円} \end{aligned}$$

- イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、280,000円となる。

- ⑧ 令和5年10月26日午前9時38分27秒頃から午前9時43分16秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(689円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

- ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(7,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(有価証券の売付け等の価額：4,823,000円)} \\ & - \text{(有価証券の買付け等の価額：4,795,000円)} \\ & = 28,000 \text{円} \end{aligned}$$

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、20,000 円となる。

⑨ 令和 5 年 10 月 26 日午前 10 時 19 分 03 秒頃から午前 10 時 27 分 14 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（688 円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 7,000 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（7,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：4,816,000 円）
－（有価証券の買付け等の価額：4,788,000 円）
＝28,000 円

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、20,000 円となる。

⑩ 令和 5 年 10 月 26 日午前 10 時 43 分 40 秒頃から午前 11 時 11 分 57 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（694 円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 7,000 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（7,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：4,858,000 円）
－（有価証券の買付け等の価額：4,830,000 円）

=28,000 円

イ. 法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、20,000 円となる。

- ⑪ 令和 5 年 10 月 27 日午前 10 時 12 分 09 秒頃から午後 3 時 00 分 00 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量 12,000 株に、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（705.9 円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株を加えた 19,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 19,000 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（19,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：13,473,300 円）

－（有価証券の買付け等の価額：13,440,100 円）

=33,200 円

イ. 法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、30,000 円となる。

- ⑫ 令和 5 年 10 月 30 日午前 9 時 46 分 06 秒頃から午前 9 時 50 分 46 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（724.1 円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 7,000 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（7,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：5,068,700 円)
－ (有価証券の買付け等の価額：5,040,000 円)
＝28,700 円

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、20,000 円となる。

⑬ 令和 5 年 10 月 30 日午前 10 時 00 分 58 秒頃から午前 10 時 06 分 20 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (728 円) で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 7,000 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (7,000 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：5,096,000 円)
－ (有価証券の買付け等の価額：5,061,000 円)
＝35,000 円

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、30,000 円となる。

⑭ 令和 5 年 10 月 30 日午前 10 時 38 分 48 秒頃から午後 3 時 00 分 00 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (723 円) で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 7,000 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (7,000 株) に係るものについて

て、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(有価証券の売付け等の価額：5,061,000 円)} \\ & - \text{(有価証券の買付け等の価額：5,026,000 円)} \\ & = 35,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、30,000 円となる。

- ⑮ 令和 5 年 10 月 31 日午前 9 時 38 分 12 秒頃から午前 9 時 46 分 57 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (717 円) で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 7,000 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (7,000 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(有価証券の売付け等の価額：5,019,000 円)} \\ & - \text{(有価証券の買付け等の価額：4,967,000 円)} \\ & = 52,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、50,000 円となる。

- ⑯ 令和 5 年 10 月 31 日午後 1 時 11 分 47 秒頃から午後 1 時 17 分 52 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (707.8 円) で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 7,000 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（7,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{（有価証券の売付け等の価額：4,954,600 円）} \\ & - \text{（有価証券の買付け等の価額：4,914,000 円）} \\ & = 40,600 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、40,000 円となる。

⑰ 令和 5 年 11 月 1 日午前 9 時 49 分 57 秒頃から午後 1 時 33 分 05 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（713 円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 7,000 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（7,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{（有価証券の売付け等の価額：4,991,000 円）} \\ & - \text{（有価証券の買付け等の価額：4,949,000 円）} \\ & = 42,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、40,000 円となる。

⑱ 令和 5 年 11 月 8 日午後 2 時 17 分 24 秒頃から午後 2 時 24 分 07 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（700.9 円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券

の数量 6,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 6,000 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（6,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(有価証券の売付け等の価額：4,205,400 円)} \\ & - \text{(有価証券の買付け等の価額：4,164,000 円)} \\ & = 41,400 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、40,000 円となる。

①⑨ 令和 5 年 11 月 9 日午前 10 時 11 分 32 秒頃から同月 10 日午前 9 時 05 分 23 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量 14,000 株に、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（699 円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 6,000 株を加えた 20,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 20,000 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（20,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(有価証券の売付け等の価額：13,994,000 円)} \\ & - \text{(有価証券の買付け等の価額：13,894,700 円)} \\ & = 99,300 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、90,000 円となる。

②⑩ 令和 5 年 11 月 10 日午後 2 時 34 分 38 秒頃から午後 3 時 00 分 00 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第 174

条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(694.1円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量6,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も6,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(6,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額: 4,164,600円)
－ (有価証券の買付け等の価額: 4,152,000円)
＝12,600円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、10,000円となる。

㊸ 令和5年11月15日午後2時13分34秒頃から午後2時23分49秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(690円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量6,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も6,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(6,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額: 4,140,000円)
－ (有価証券の買付け等の価額: 4,116,000円)
＝24,000円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、20,000円となる。

㊸ 令和5年11月16日午後0時31分17秒頃から午後0時39分22秒頃までの

取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（684 円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 6,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 6,000 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（6,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{（有価証券の売付け等の価額：4,104,000 円）} \\ & - \text{（有価証券の買付け等の価額：4,068,000 円）} \\ & = 36,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ．法第176条第2項の規定により、上記ア．で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、30,000 円となる。

㊸ 令和5年11月16日午後1時23分19秒頃から午後3時00分00秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（683 円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 6,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 6,000 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（6,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{（有価証券の売付け等の価額：4,098,000 円）} \\ & - \text{（有価証券の買付け等の価額：4,086,000 円）} \\ & = 12,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ．法第176条第2項の規定により、上記ア．で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、10,000 円となる。

②④ 令和5年11月17日午前10時37分45秒頃から午前10時44分49秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(681円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(7,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額:4,767,000円)
－ (有価証券の買付け等の価額:4,739,000円)
=28,000円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、20,000円となる。

②⑤ 令和5年11月17日午後2時11分43秒頃から午後2時15分10秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(680.2円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(7,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額:4,761,400円)
－ (有価証券の買付け等の価額:4,739,000円)
=22,400円

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、20,000 円となる。

㊸ 令和 5 年 11 月 20 日午前 9 時 38 分 00 秒頃から同月 27 日午後 3 時 00 分 00 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量 14,000 株に、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（691 円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株を加えた 21,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 21,000 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（21,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：14,623,000 円）
－（有価証券の買付け等の価額：14,539,000 円）
＝84,000 円

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、80,000 円となる。

㊹ 令和 5 年 11 月 28 日午前 9 時 53 分 16 秒頃から午後 3 時 00 分 00 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量 7,000 株に、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（694 円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株を加えた 14,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 14,000 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（14,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：9,653,000 円)
－ (有価証券の買付け等の価額：9,597,000 円)
＝56,000 円

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、50,000 円となる。

㊸ 令和 5 年 11 月 29 日午前 9 時 14 分 35 秒頃から同年 12 月 1 日午後 2 時 21 分 00 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量 21,000 株に、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（690 円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株を加えた 28,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 28,000 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（28,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：19,348,000 円)
－ (有価証券の買付け等の価額：19,194,000 円)
＝154,000 円

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、150,000 円となる。

㊹ 令和 5 年 12 月 4 日午前 9 時 49 分 25 秒頃から同月 5 日午後 3 時 00 分 00 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量 10,000 株に、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（707 円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株を加えた 17,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 17,000 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（17,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：12,059,000 円）
－（有価証券の買付け等の価額：12,008,000 円）
＝51,000 円

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、50,000 円となる。

(3) 別表 3 に掲げる日本ギア工業株式に係る取引

① 令和 5 年 12 月 5 日午後 0 時 40 分 13 秒頃から午後 3 時 00 分 00 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（552 円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 5,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 5,000 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（5,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：2,760,000 円）
－（有価証券の買付け等の価額：2,715,000 円）
＝45,000 円

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、40,000 円となる。

② 令和 5 年 12 月 12 日午前 9 時 13 分 33 秒頃から午前 9 時 15 分 07 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（575.8 円）で売付け等を自己の計算にお

いてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 3,300 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 3,300 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（3,300 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：1,900,140 円）
－（有価証券の買付け等の価額：1,884,300 円）
＝15,840 円

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、10,000 円となる。

③ 令和 5 年 12 月 12 日午前 9 時 33 分 55 秒頃から午前 9 時 36 分 09 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（579 円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 7,000 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（7,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：4,053,000 円）
－（有価証券の買付け等の価額：4,011,000 円）
＝42,000 円

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、40,000 円となる。

④ 令和 5 年 12 月 12 日午前 10 時 07 分 10 秒頃から午前 10 時 10 分 00 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第 174

条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(584.8円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(7,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額:4,093,600円)
－ (有価証券の買付け等の価額:4,032,000円)
=61,600円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、60,000円となる。

⑤ 令和5年12月12日午前10時37分55秒頃から午前10時48分29秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(586円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(7,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額:4,102,000円)
－ (有価証券の買付け等の価額:4,081,000円)
=21,000円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、20,000円となる。

⑥ 令和5年12月12日午前11時17分36秒頃から午前11時22分49秒頃まで

の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(580.1円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(7,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額: 4,060,700円)
－ (有価証券の買付け等の価額: 4,019,400円)
＝41,300円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、40,000円となる。

⑦ 令和5年12月12日午後2時09分51秒頃から午後2時14分40秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(574円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(7,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額: 4,018,000円)
－ (有価証券の買付け等の価額: 4,004,000円)
＝14,000円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、10,000円となる。

⑧ 令和5年12月12日午後2時46分26秒頃から午後2時51分00秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(582円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(7,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(有価証券の売付け等の価額: 4,074,000円)} \\ & - \text{(有価証券の買付け等の価額: 4,060,000円)} \\ & = 14,000 \text{円} \end{aligned}$$

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、10,000円となる。

⑨ 令和5年12月13日午前9時16分33秒頃から午前9時43分57秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(585円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量7,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も7,000株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(7,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & \text{(有価証券の売付け等の価額: 4,095,000円)} \\ & - \text{(有価証券の買付け等の価額: 4,018,000円)} \\ & = 77,000 \text{円} \end{aligned}$$

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、70,000 円となる。

⑩ 令和 5 年 12 月 13 日午前 9 時 57 分 02 秒頃から午前 10 時 18 分 51 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (586 円) で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 7,000 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (7,000 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額 : 4,102,000 円)
－ (有価証券の買付け等の価額 : 4,053,100 円)
＝48,900 円

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、40,000 円となる。

⑪ 令和 5 年 12 月 13 日午前 10 時 35 分 02 秒頃から午前 10 時 54 分 06 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (586 円) で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 7,000 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (7,000 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額 : 4,102,000 円)
－ (有価証券の買付け等の価額 : 4,039,000 円)

=63,000 円

イ. 法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、60,000 円となる。

⑫ 令和 5 年 12 月 13 日午後 1 時 39 分 55 秒頃から午後 1 時 53 分 21 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (565 円) で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 7,000 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (7,000 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額 : 3,955,000 円)

－ (有価証券の買付け等の価額 : 3,927,000 円)

=28,000 円

イ. 法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、20,000 円となる

⑬ 令和 5 年 12 月 13 日午後 2 時 15 分 50 秒頃から同月 14 日午前 8 時 52 分 08 秒頃までの取引について

ア. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (571.5 円) で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は 200 株であることから、

(ア) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (200 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：114,300 円)
－ (有価証券の買付け等の価額：114,400 円)
＝ - 100 円

及び

(イ) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量 (7,000 株) が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量 (200 株) を超えていることから、当該超える数量 6,800 株 (売付け等の数量 7,000 株－買付け等の数量 200 株) に係る有価証券の売付け等の価額 (a) から、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第 67 条の 19 又は第 130 条に規定する最低の価格のうち最も低い価格 (511 円) に当該超える数量を乗じて得た額 (b) を控除した額

(a : 3,886,200 円) － (b : 3,474,800 円)
＝411,400 円

の合計額 411,300 円となる。

イ. 法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、410,000 円となる。

⑭ 令和 5 年 12 月 14 日午後 1 時 54 分 24 秒頃から午後 2 時 00 分 08 秒頃までの取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第 174 条の 2 第 7 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 12 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (545.7 円) で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量 7,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 7,000 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (7,000 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：3,819,900 円)

－（有価証券の買付け等の価額：3,780,000 円）
＝39,900 円

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、30,000 円となる。

(4) 上記(1)ないし(3)により算定した額の合計

(1)の合計額 3,160,000 円 ＋ (2)の合計額 2,250,000 円
＋ (3)の合計額 860,000 円
＝6,270,000 円 となる。

※ 違反行為に係る売付け等の価額及び買付け等の価額の詳細については別表 4 を参照。

(別表 1)

ベースフード株式会社 (東グ: 2936)

(単位: 株)

違反行為期間					証券会社	委託株数		売買株数		
						(始期)	(終期)	売付	買付	売付
1	令和5年10月5日	午前9時13分41秒	～	令和5年10月5日	午前9時35分22秒	B証券	140,100	0	900	900
						C証券	57,000	0	0	5,100
2	令和5年10月5日	午前10時0分35秒	～	令和5年10月5日	午前10時13分54秒	B証券	142,000	0	0	0
						C証券	114,000	0	5,100	10,200
						D証券	0	0	5,000	5,000
3	令和5年10月5日	午前10時21分2秒	～	令和5年10月5日	午後2時56分49秒	B証券	355,000	0	0	0
						C証券	290,400	0	9,900	13,600
						D証券	5,000	0	10,000	10,000
4	令和5年10月6日	午後1時9分43秒	～	令和5年10月6日	午後1時19分10秒	B証券	72,000	0	0	0
						C証券	0	60,000	0	0
						D証券	0	0	5,000	5,000
5	令和5年10月10日	午後0時53分44秒	～	令和5年10月10日	午後1時1分12秒	B証券	65,100	0	0	0
						C証券	0	53,000	0	0
						D証券	0	0	4,700	4,700
6	令和5年10月10日	午後1時3分33秒	～	令和5年10月10日	午後1時25分20秒	B証券	66,000	0	0	0
						C証券	0	53,000	0	0
						D証券	0	0	4,700	4,700
7	令和5年10月10日	午後1時30分26秒	～	令和5年10月10日	午後2時9分30秒	B証券	67,000	0	0	0
						C証券	0	48,000	0	0
						D証券	0	0	4,800	4,800
8	令和5年10月11日	午前9時4分12秒	～	令和5年10月11日	午前10時40分55秒	B証券	133,000	0	0	0
						C証券	79,800	0	0	0
						D証券	0	0	4,900	4,900
9	令和5年10月12日	午前9時10分55秒	～	令和5年10月12日	午前9時16分27秒	B証券	70,000	0	0	0
						C証券	0	50,000	0	0
						D証券	0	0	4,600	5,000
10	令和5年10月12日	午前9時18分35秒	～	令和5年10月16日	午前9時0分29秒	B証券	870,500	0	0	0
						C証券	307,100	60,200	35,700	35,700
						D証券	0	10,200	5,100	0
11	令和5年10月31日	午前9時53分42秒	～	令和5年10月31日	午前9時58分24秒	B証券	107,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	7,000
12	令和5年10月31日	午後0時31分49秒	～	令和5年10月31日	午後0時40分39秒	B証券	105,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	7,000
13	令和5年10月31日	午後0時53分40秒	～	令和5年10月31日	午後1時26分15秒	B証券	214,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	7,000
14	令和5年10月31日	午後1時46分44秒	～	令和5年10月31日	午後2時0分47秒	B証券	107,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	7,000
15	令和5年11月1日	午後1時43分33秒	～	令和5年11月1日	午後1時59分56秒	B証券	110,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	7,000
16	令和5年11月2日	午前10時34分58秒	～	令和5年11月17日	午前10時50分20秒	B証券	3,018,000	0	110,000	110,000
						D証券	343,000	42,000	77,000	84,000
17	令和5年11月22日	午後1時42分30秒	～	令和5年11月22日	午後2時19分19秒	B証券	102,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	6,000
18	令和5年11月24日	午前10時14分14秒	～	令和5年11月24日	午前10時24分22秒	B証券	99,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	7,000
19	令和5年11月24日	午前10時34分56秒	～	令和5年11月27日	午前10時6分12秒	B証券	582,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	7,000
総計							7,621,000	376,400	282,500	358,600

(別表2)

株式会社Gunosy (東プ: 6047)

(単位: 株)

違反行為期間					証券会社	委託株数		売買株数		
(始期)			(終期)			売付	買付	売付	買付	
1	令和5年10月10日	午前9時5分46秒	～	令和5年10月10日	午後0時32分23秒	B証券	219,000	0	0	0
						C証券	142,400	0	0	5,100
						D証券	10,000	0	0	0
2	令和5年10月11日	午前9時27分45秒	～	令和5年10月11日	午前10時7分42秒	B証券	75,000	0	0	0
						C証券	46,100	0	0	5,100
3	令和5年10月11日	午前10時24分36秒	～	令和5年10月11日	午後1時41分56秒	B証券	157,000	77,000	0	0
						C証券	92,300	0	5,100	5,100
4	令和5年10月11日	午後2時14分58秒	～	令和5年10月11日	午後2時25分35秒	B証券	80,000	0	0	0
						C証券	50,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	5,500
5	令和5年10月16日	午前10時53分20秒	～	令和5年10月16日	午前11時7分39秒	B証券	80,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	6,500
6	令和5年10月17日	午前9時3分8秒	～	令和5年10月24日	午前9時30分13秒	B証券	1,014,300	65,000	73,100	73,100
						D証券	50,600	34,700	49,000	49,000
7	令和5年10月24日	午前11時18分52秒	～	令和5年10月26日	午前9時22分17秒	B証券	739,000	0	0	0
						D証券	11,800	6,000	37,200	44,200
8	令和5年10月26日	午前9時38分27秒	～	令和5年10月26日	午前9時43分16秒	B証券	83,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	7,000
9	令和5年10月26日	午前10時19分3秒	～	令和5年10月26日	午前10時27分14秒	B証券	83,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	7,000
10	令和5年10月26日	午前10時43分40秒	～	令和5年10月26日	午前11時11分57秒	B証券	83,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	7,000
11	令和5年10月27日	午前10時12分9秒	～	令和5年10月27日	午後3時0分0秒	B証券	329,000	0	0	0
						D証券	22,000	0	12,000	19,000
12	令和5年10月30日	午前9時46分6秒	～	令和5年10月30日	午前9時50分46秒	B証券	80,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	7,000
13	令和5年10月30日	午前10時0分58秒	～	令和5年10月30日	午前10時6分20秒	B証券	80,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	7,000
14	令和5年10月30日	午前10時38分48秒	～	令和5年10月30日	午後3時0分0秒	B証券	162,000	0	0	0
						D証券	7,000	0	0	7,000
15	令和5年10月31日	午前9時38分12秒	～	令和5年10月31日	午前9時46分57秒	B証券	82,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	7,000
16	令和5年10月31日	午後1時11分47秒	～	令和5年10月31日	午後1時17分52秒	B証券	83,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	7,000
17	令和5年11月1日	午前9時49分57秒	～	令和5年11月1日	午後1時33分5秒	B証券	74,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	7,000
18	令和5年11月8日	午後2時17分24秒	～	令和5年11月8日	午後2時24分7秒	B証券	85,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	6,000
19	令和5年11月9日	午前10時11分32秒	～	令和5年11月10日	午前9時5分23秒	B証券	422,000	0	0	0
						D証券	32,200	4,700	14,000	20,000
20	令和5年11月10日	午後2時34分38秒	～	令和5年11月10日	午後3時0分0秒	B証券	84,000	0	0	0
						D証券	24,000	0	0	6,000
21	令和5年11月15日	午後2時13分34秒	～	令和5年11月15日	午後2時23分49秒	B証券	73,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	6,000
22	令和5年11月16日	午後0時31分17秒	～	令和5年11月16日	午後0時39分22秒	B証券	71,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	6,000
23	令和5年11月16日	午後1時23分19秒	～	令和5年11月16日	午後3時0分0秒	B証券	72,000	0	0	0
						D証券	12,000	0	0	6,000
24	令和5年11月17日	午前10時37分45秒	～	令和5年11月17日	午前10時44分49秒	B証券	82,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	7,000
25	令和5年11月17日	午後2時11分43秒	～	令和5年11月17日	午後2時15分10秒	B証券	83,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	7,000
26	令和5年11月20日	午前9時38分0秒	～	令和5年11月27日	午後3時0分0秒	B証券	1,824,000	0	0	0
						D証券	79,000	28,000	14,000	21,000
27	令和5年11月28日	午前9時53分16秒	～	令和5年11月28日	午後3時0分0秒	B証券	160,000	0	0	0
						D証券	52,000	0	7,000	14,000
28	令和5年11月29日	午前9時14分35秒	～	令和5年12月1日	午後2時21分0秒	B証券	640,000	0	0	0
						D証券	67,300	14,000	21,000	28,000
29	令和5年12月4日	午前9時49分25秒	～	令和5年12月5日	午後3時0分0秒	B証券	309,000	0	0	0
						D証券	53,000	10,000	10,000	17,000
総計						8,160,000	239,400	242,400	419,600	

(別表 3)

日本ギア工業株式会社（東ス：6356）

(単位：株)

違反行為期間					証券会社	委託株数		売買株数		
(始期)		(終期)				売付	買付	売付	買付	
1	令和5年12月5日	午後0時40分13秒	～	令和5年12月5日	午後3時0分0秒	B証券	100,000	0	0	0
						D証券	10,000	0	0	5,000
2	令和5年12月12日	午前9時13分33秒	～	令和5年12月12日	午前9時15分7秒	B証券	97,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	3,300
3	令和5年12月12日	午前9時33分55秒	～	令和5年12月12日	午前9時36分9秒	B証券	96,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	7,000
4	令和5年12月12日	午前10時7分10秒	～	令和5年12月12日	午前10時10分0秒	B証券	96,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	7,000
5	令和5年12月12日	午前10時37分55秒	～	令和5年12月12日	午前10時48分29秒	B証券	95,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	7,000
6	令和5年12月12日	午前11時17分36秒	～	令和5年12月12日	午前11時22分49秒	B証券	96,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	7,000
7	令和5年12月12日	午後2時9分51秒	～	令和5年12月12日	午後2時14分40秒	B証券	97,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	7,000
8	令和5年12月12日	午後2時46分26秒	～	令和5年12月12日	午後2時51分0秒	B証券	96,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	7,000
9	令和5年12月13日	午前9時16分33秒	～	令和5年12月13日	午前9時43分57秒	B証券	95,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	7,000
10	令和5年12月13日	午前9時57分2秒	～	令和5年12月13日	午前10時18分51秒	B証券	95,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	7,000
11	令和5年12月13日	午前10時35分2秒	～	令和5年12月13日	午前10時54分6秒	B証券	95,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	7,000
12	令和5年12月13日	午後1時39分55秒	～	令和5年12月13日	午後1時53分21秒	B証券	98,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	7,000
13	令和5年12月13日	午後2時15分50秒	～	令和5年12月14日	午前8時52分8秒	B証券	192,000	0	0	0
						D証券	0	0	0	200
14	令和5年12月14日	午後1時54分24秒		令和5年12月14日	午後2時0分8秒	B証券	100,500	0	0	0
						D証券	0	0	0	7,000
総計						1,458,500	0	0	0	85,500

(別表4)

各違反行為期間における売付け等の価額及び買付け等の価額等

・別表1に掲げるベースフード株式に係る取引

(単位:円、株)

違反行為期間		売付け等の価額及び買付け等の価額等						イーロ
		売付け等価額…イ			買付け等価額…ロ			
		株数	価格	価額	株数	価格	価額	
(1)令和5年10月5日 午前9時13分41秒～ 午前9時35分22秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	5,100 ※1	723	3,687,300	5,100	704	3,590,400	
		900	728	655,200	900	715	643,500	
合計		6,000		4,342,500	6,000		4,233,900	108,600
(2)令和5年10月5日 午前10時00分35秒～ 午前10時13分54秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	5,100	712	3,631,200	5,100	709	3,615,900	
		5,100 ※2	715	3,646,500	5,100	711	3,626,100	
		5,000	716	3,580,000	5,000	712	3,560,000	
合計		15,200		10,857,700	15,200		10,802,000	55,700
(3)令和5年10月5日 午前10時21分02秒～ 午後2時56分49秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	3,700 ※3	714	2,641,800	3,700	711	2,630,700	
		5,000	718	3,590,000	300	715	214,500	
		5,100	721	3,677,100	5,000	716	3,580,000	
		5,000	727	3,635,000	4,800	718	3,446,400	
		4,800	728	3,494,400	5,500	723	3,976,500	
					4,300	725	3,117,500	
合計		23,600		17,038,300	23,600		16,965,600	72,700
(4)令和5年10月6日 午後1時09分43秒～ 午後1時19分10秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	5,000	701	3,505,000	5,000	696	3,480,000	
合計		5,000		3,505,000	5,000		3,480,000	25,000
(5)令和5年10月10日 午後0時53分44秒～ 午後1時01分12秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	4,700	767	3,604,900	4,700	762	3,581,400	
合計		4,700		3,604,900	4,700		3,581,400	23,500
(6)令和5年10月10日 午後1時03分33秒～ 午後1時25分20秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	4,700	765	3,595,500	4,700	761	3,576,700	
合計		4,700		3,595,500	4,700		3,576,700	18,800
(7)令和5年10月10日 午後1時30分26秒～ 午後2時09分30秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	4,800	767	3,681,600	4,800	761	3,652,800	
合計		4,800		3,681,600	4,800		3,652,800	28,800
(8)令和5年10月11日 午前9時04分12秒～ 午前10時40分55秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	4,900 ※4	796	3,900,400	4,900	784	3,841,600	
合計		4,900		3,900,400	4,900		3,841,600	58,800
(9)令和5年10月12日 午前9時10分55秒～ 午前9時16分27秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	400 ※5	747	298,800	5,000	750	3,750,000	
		4,600	757	3,482,200				
合計		5,000		3,781,000	5,000		3,750,000	31,000

各違反行為期間における売付け等の価額及び買付け等の価額等

・別表1に掲げるベースフード株式に係る取引

(単位:円、株)

違反行為期間		売付け等の価額及び買付け等の価額等						イーロ
		売付け等価額…イ			買付け等価額…ロ			
		株数	価格	価額	株数	価格	価額	
(10)令和5年10月12日 午前9時18分35秒 ～ 令和5年10月16日 午前9時00分29秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	5,100	757	3,860,700	5,100	764	3,896,400	
		5,100	772	3,937,200	5,100	766	3,906,600	
		5,100	774	3,947,400	5,100	769	3,921,900	
		5,100	775	3,952,500	5,100	771	3,932,100	
		10,200	777	7,925,400	5,100	772	3,937,200	
		5,100	794	4,049,400	5,100	775	3,952,500	
					5,100	791	4,034,100	
	小計	35,700		27,672,600	35,700		27,580,800	91,800
	売買対当数量を超える 数量に係る課徴金の 額の計算	5,100	795	4,054,500	5,100	411 ※6	2,096,100	
小計	5,100		4,054,500	5,100		2,096,100	1,958,400	
合計		40,800		31,727,100	40,800		29,676,900	2,050,200
(11)令和5年10月31日 午前9時53分42秒～ 午前9時58分24秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※7	521	3,647,000	7,000	516	3,612,000	
合計		7,000		3,647,000	7,000		3,612,000	35,000
(12)令和5年10月31日 午後0時31分49秒～ 午後0時40分39秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※8	511	3,577,000	7,000	506	3,542,000	
合計		7,000		3,577,000	7,000		3,542,000	35,000
(13)令和5年10月31日 午後0時53分40秒～ 午後1時26分15秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※9	514	3,598,000	7,000	511	3,577,000	
合計		7,000		3,598,000	7,000		3,577,000	21,000
(14)令和5年10月31日 午後1時46分44秒～ 午後2時00分47秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※10	514	3,598,000	7,000	510	3,570,000	
合計		7,000		3,598,000	7,000		3,570,000	28,000
(15)令和5年11月1日 午後1時43分33秒～ 午後1時59分56秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※11	481	3,367,000	7,000	478	3,346,000	
合計		7,000		3,367,000	7,000		3,346,000	21,000
(16)令和5年11月2日 午前10時34分58秒 ～ 令和5年11月17日 午前10時50分20秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※12	480	3,360,000	7,000	472	3,304,000	
		110,000	480	52,800,000	1,900	475	902,500	
		21,000	488	10,248,000	25,500	476	12,138,000	
		7,000	489	3,423,000	15,200	477	7,250,400	
		7,000	502	3,514,000	20,600	478	9,846,800	
		7,000	504	3,528,000	26,800	479	12,837,200	
		7,000	507	3,549,000	20,000	480	9,600,000	
		7,000	508	3,556,000	14,000	483	6,762,000	
		7,000	509	3,563,000	6,500	485	3,152,500	
		7,000	513	3,591,000	7,100	487	3,457,700	
		7,000	519	3,633,000	400	489	195,600	
					7,000	499	3,493,000	
					7,000	502	3,514,000	
					7,000	503	3,521,000	
					7,000	504	3,528,000	
					7,000	507	3,549,000	
					7,000	511	3,577,000	
					7,000	517	3,619,000	
合計		194,000		94,765,000	194,000		94,247,700	517,300

各違反行為期間における売付け等の価額及び買付け等の価額等

・別表1に掲げるペースフード株式に係る取引

(単位:円、株)

違反行為期間		売付け等の価額及び買付け等の価額等						イーロ
		売付け等価額…イ			買付け等価額…ロ			
		株数	価格	価額	株数	価格	価額	
(17)令和5年11月22日 午後1時42分30秒～ 午後2時19分19秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	6,000 ※13	548	3,288,000	6,000	544	3,264,000	
合計		6,000		3,288,000	6,000		3,264,000	24,000
(18)令和5年11月24日 午前10時14分14秒～ 午前10時24分22秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※14	575.9	4,031,300	7,000	570	3,990,000	
合計		7,000		4,031,300	7,000		3,990,000	41,300
(19)令和5年11月24日 午前10時34分56秒 ～ 令和5年11月27日 午前10時06分12秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※15	582	4,074,000	7,000	574	4,018,000	
合計		7,000		4,074,000	7,000		4,018,000	56,000

- ※1 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(723円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※2 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(715円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※3 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(714円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※4 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(796円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※5 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(747円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※6 違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての金融商品取引法第67条の19又は第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格(411円)
- ※7 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(521円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※8 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(511円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※9 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(514円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※10 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(514円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※11 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(481円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※12 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(480円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※13 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(548円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※14 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(575.9円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※15 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(582円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量

各違反行為期間における売付け等の価額及び買付け等の価額等

・別表2に掲げるGunosy株式に係る取引

(単位:円、株)

違反行為期間		売付け等の価額及び買付け等の価額等						イーロ	
		売付け等価額…イ			買付け等価額…ロ				
		株数	価格	価額	株数	価格	価額		
(1)令和5年10月10日 午前9時05分46秒～ 午後0時32分23秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	5,100 ※1	698	3,559,800	5,100	687	3,503,700		
合計		5,100		3,559,800	5,100		3,503,700	56,100	
(2)令和5年10月11日 午前9時27分45秒～ 午前10時07分42秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	5,100 ※2	699	3,564,900	5,100	689	3,513,900		
合計		5,100		3,564,900	5,100		3,513,900	51,000	
(3)令和5年10月11日 午前10時24分36秒～ 午後1時41分56秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	5,100	690	3,519,000	5,100	687	3,503,700		
合計		5,100		3,519,000	5,100		3,503,700	15,300	
(4)令和5年10月11日 午後2時14分58秒～ 午後2時25分35秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	5,500 ※3	684	3,762,000	5,500	677	3,723,500		
合計		5,500		3,762,000	5,500		3,723,500	38,500	
(5)令和5年10月16日 午前10時53分20秒～ 午前11時07分39秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	6,500 ※4	697.6	4,534,400	6,500	692	4,498,000		
合計		6,500		4,534,400	6,500		4,498,000	36,400	
(6)令和5年10月17日 午前9時03分08秒 ～ 令和5年10月24日 午前9時30分13秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	6,600 ※5	700.1	4,620,660	6,000	699	4,194,000		
		5,400	702	3,790,800	5,000	705	3,525,000		
		35,000	718	25,130,000	11,000	706	7,766,000		
		6,000	721	4,326,000	4,700	707	3,322,900		
		6,000	722	4,332,000	5,000	708	3,540,000		
		10,000	726	7,260,000	10,000	709	7,090,000		
		1,800	727	1,308,600	5,300	710	3,763,000		
		4,100	731	2,997,100	6,000	718	4,308,000		
		5,500	734	4,037,000	6,000	719	4,314,000		
		5,000	739	3,695,000	400	722	288,800		
		36,700	760	27,892,000	11,400	724	8,253,600		
					4,100	726	2,976,600		
					10,500	729	7,654,500		
					500	752	376,000		
					6,700	753	5,045,100		
					4,500	754	3,393,000		
					5,000	755	3,775,000		
					10,000	757	7,570,000		
					10,000	758	7,580,000		
	小計		122,100		89,389,160	122,100		88,735,500	653,660
	売買対当数量を超える 数量に係る課徴金の 額の計算		600	702	421,200	6,600	666 ※6	4,395,600	
			6,000	710	4,260,000				
	小計		6,600		4,681,200	6,600		4,395,600	285,600
合計		128,700		94,070,360	128,700		93,131,100	939,260	

各違反行為期間における売付け等の価額及び買付け等の価額等

・別表2に掲げるGunosy株式に係る取引

(単位:円、株)

違反行為期間		売付け等の価額及び買付け等の価額等						イーロ
		売付け等価額…イ			買付け等価額…ロ			
		株数	価格	価額	株数	価格	価額	
(7)令和5年10月24日 午前11時18分52秒 ～ 令和5年10月26日 午前9時22分17秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000	690	4,830,000	6,000	677	4,062,000	
		6,000	694	4,164,000	7,000	686	4,802,000	
		6,000	695	4,170,000	6,000	690	4,140,000	
		7,000 ※7	696	4,872,000	7,000	691	4,837,000	
		6,000	707	4,242,000	200	702	140,400	
		6,000	711	4,266,000	6,000	703	4,218,000	
		6,000	714	4,284,000	6,000	705	4,230,000	
		200	719	143,800	6,000	709	4,254,000	
合計		44,200		30,971,800	44,200		30,683,400	288,400
(8)令和5年10月26日 午前9時38分27秒～ 午前9時43分16秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※8	689	4,823,000	7,000	685	4,795,000	
合計		7,000		4,823,000	7,000		4,795,000	28,000
(9)令和5年10月26日 午前10時19分03秒～ 午前10時27分14秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※9	688	4,816,000	7,000	684	4,788,000	
合計		7,000		4,816,000	7,000		4,788,000	28,000
(10)令和5年10月26日 午前10時43分40秒～ 午前11時11分57秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※10	694	4,858,000	7,000	690	4,830,000	
合計		7,000		4,858,000	7,000		4,830,000	28,000
(11)令和5年10月27日 午前10時12分09秒～ 午後3時00分00秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※11	705.9	4,941,300	7,000	703	4,921,000	
		6,000	710	4,260,000	6,000	709	4,254,000	
		6,000	712	4,272,000	900	710	639,000	
					5,100	711	3,626,100	
合計		19,000		13,473,300	19,000		13,440,100	33,200
(12)令和5年10月30日 午前9時46分06秒～ 午前9時50分46秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※12	724.1	5,068,700	7,000	720	5,040,000	
合計		7,000		5,068,700	7,000		5,040,000	28,700
(13)令和5年10月30日 午前10時00分58秒～ 午前10時06分20秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※13	728	5,096,000	7,000	723	5,061,000	
合計		7,000		5,096,000	7,000		5,061,000	35,000
(14)令和5年10月30日 午前10時38分48秒～ 午後3時00分00秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※14	723	5,061,000	7,000	718	5,026,000	
合計		7,000		5,061,000	7,000		5,026,000	35,000
(15)令和5年10月31日 午前9時38分12秒～ 午前9時46分57秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※15	717	5,019,000	5,000	709	3,545,000	
					2,000	711	1,422,000	
合計		7,000		5,019,000	7,000		4,967,000	52,000
(16)令和5年10月31日 午後1時11分47秒～ 午後1時17分52秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※16	707.8	4,954,600	7,000	702	4,914,000	
合計		7,000		4,954,600	7,000		4,914,000	40,600

各違反行為期間における売付け等の価額及び買付け等の価額等

・別表2に掲げるGunosy株式に係る取引

(単位:円、株)

違反行為期間		売付け等の価額及び買付け等の価額等						イーロ
		売付け等価額…イ			買付け等価額…ロ			
		株数	価格	価額	株数	価格	価額	
(17)令和5年11月1日 午前9時49分57秒～ 午後1時33分05秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※17	713	4,991,000	7,000	707	4,949,000	
合計		7,000		4,991,000	7,000		4,949,000	42,000
(18)令和5年11月8日 午後2時17分24秒～ 午後2時24分07秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	6,000 ※18	700.9	4,205,400	6,000	694	4,164,000	
合計		6,000		4,205,400	6,000		4,164,000	41,400
(19)令和5年11月9日 午前10時11分32秒 ～ 令和5年11月10日 午前9時05分23秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	6,000 ※19	699	4,194,000	4,700	692	3,252,400	
		7,000	699	4,893,000	6,000	693	4,158,000	
		7,000	701	4,907,000	7,000	696	4,872,000	
					2,300	701	1,612,300	
合計		20,000		13,994,000	20,000		13,894,700	99,300
(20)令和5年11月10日 午後2時34分38秒～ 午後3時00分00秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	6,000 ※20	694.1	4,164,600	6,000	692	4,152,000	
合計		6,000		4,164,600	6,000		4,152,000	12,600
(21)令和5年11月15日 午後2時13分34秒～ 午後2時23分49秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	6,000 ※21	690	4,140,000	6,000	686	4,116,000	
合計		6,000		4,140,000	6,000		4,116,000	24,000
(22)令和5年11月16日 午後0時31分17秒～ 午後0時39分22秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	6,000 ※22	684	4,104,000	6,000	678	4,068,000	
合計		6,000		4,104,000	6,000		4,068,000	36,000
(23)令和5年11月16日 午後1時23分19秒～ 午後3時00分00秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	6,000 ※23	683	4,098,000	6,000	681	4,086,000	
合計		6,000		4,098,000	6,000		4,086,000	12,000
(24)令和5年11月17日 午前10時37分45秒～ 午前10時44分49秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※24	681	4,767,000	7,000	677	4,739,000	
合計		7,000		4,767,000	7,000		4,739,000	28,000
(25)令和5年11月17日 午後2時11分43秒～ 午後2時15分10秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※25	680.2	4,761,400	7,000	677	4,739,000	
合計		7,000		4,761,400	7,000		4,739,000	22,400
(26)令和5年11月20日 午前9時38分00秒 ～ 令和5年11月27日 午後3時00分00秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000	690	4,830,000	14,000	687	9,618,000	
		7,000 ※26	691	4,837,000	7,000	703	4,921,000	
		7,000	708	4,956,000				
合計		21,000		14,623,000	21,000		14,539,000	84,000
(27)令和5年11月28日 午前9時53分16秒～ 午後3時00分00秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7000 ※27	694	4,858,000	7,000	682	4,774,000	
		7,000	685	4,795,000	7,000	689	4,823,000	
合計		14,000		9,653,000	14,000		9,597,000	56,000
(28)令和5年11月29日 午前9時14分35秒 ～ 令和5年12月1日 午後2時21分00秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※28	690	4,830,000	7,000	683	4,781,000	
		14,000	690	9,660,000	7,000	684	4,788,000	
		7,000	694	4,858,000	7,000	685	4,795,000	
					7,000	690	4,830,000	
合計		28,000		19,348,000	28,000		19,194,000	154,000
(29)令和5年12月4日 午前9時49分25秒 ～ 令和5年12月5日 午後3時00分00秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※29	707	4,949,000	7,000	704	4,928,000	
		10,000	711	7,110,000	10,000	708	7,080,000	
合計		17,000		12,059,000	17,000		12,008,000	51,000

- [illegible]

各違反行為期間における売付け等の価額及び買付け等の価額等

・別表3に掲げる日本ギア工業株式に係る取引

(単位:円、株)

違反行為期間		売付け等の価額及び買付け等の価額等						イーロ
		売付け等価額…イ			買付け等価額…ロ			
		株数	価格	価額	株数	価格	価額	
(1)令和5年12月5日 午後0時40分13秒～ 午後3時00分00秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	5,000 ※1	552	2,760,000	5,000	543	2,715,000	
合計		5,000		2,760,000	5,000		2,715,000	45,000
(2)令和5年12月12日 午前9時13分33秒～ 午前9時15分07秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	3,300 ※2	575.8	1,900,140	3,300	571	1,884,300	
合計		3,300		1,900,140	3,300		1,884,300	15,840
(3)令和5年12月12日 午前9時33分55秒～ 午前9時36分09秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※3	579	4,053,000	7,000	573	4,011,000	
合計		7,000		4,053,000	7,000		4,011,000	42,000
(4)令和5年12月12日 午前10時07分10秒～ 午前10時10分00秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※4	584.8	4,093,600	7,000	576	4,032,000	
合計		7,000		4,093,600	7,000		4,032,000	61,600
(5)令和5年12月12日 午前10時37分55秒～ 午前10時48分29秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※5	586	4,102,000	7,000	583	4,081,000	
合計		7,000		4,102,000	7,000		4,081,000	21,000
(6)令和5年12月12日 午前11時17分36秒～ 午前11時22分49秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※6	580.1	4,060,700	6,300	574	3,616,200	
					700	576	403,200	
合計		7,000		4,060,700	7,000		4,019,400	41,300
(7)令和5年12月12日 午後2時09分51秒～ 午後2時14分40秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※7	574	4,018,000	7,000	572	4,004,000	
合計		7,000		4,018,000	7,000		4,004,000	14,000
(8)令和5年12月12日 午後2時46分26秒～ 午後2時51分00秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※8	582	4,074,000	7,000	580	4,060,000	
合計		7,000		4,074,000	7,000		4,060,000	14,000
(9)令和5年12月13日 午前9時16分33秒～ 午前9時43分57秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※9	585	4,095,000	7,000	574	4,018,000	
合計		7,000		4,095,000	7,000		4,018,000	77,000
(10)令和5年12月13日 午前9時57分02秒～ 午前10時18分51秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※10	586	4,102,000	6,900	579	3,995,100	
					100	580	58,000	
合計		7,000		4,102,000	7,000		4,053,100	48,900
(11)令和5年12月13日 午前10時35分02秒～ 午前10時54分06秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※11	586	4,102,000	7,000	577	4,039,000	
合計		7,000		4,102,000	7,000		4,039,000	63,000
(12)令和5年12月13日 午後1時39分55秒～ 午後1時53分21秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※12	565	3,955,000	7,000	561	3,927,000	
合計		7,000		3,955,000	7,000		3,927,000	28,000

各違反行為期間における売付け等の価額及び買付け等の価額等

・別表3に掲げる日本ギア工業株式に係る取引

(単位:円、株)

違反行為期間		売付け等の価額及び買付け等の価額等						イーロ
		売付け等価額…イ			買付け等価額…ロ			
		株数	価格	価額	株数	価格	価額	
(13)令和5年12月13日 午後2時15分50秒 ～ 令和5年12月14日 午前8時52分08秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	200 ※13	571.5	114,300	200	572	114,400	
	小計	200		114,300	200		114,400	-100
	売買対当数量を超える 数量に係る課徴金の 額の計算	6,800 ※13	571.5	3,886,200	6,800	511 ※14	3,474,800	
	小計	6,800		3,886,200	6,800		3,474,800	411,400
合計		7,000		4,000,500	7,000		3,589,200	411,300
(14)令和5年12月14日 午後1時54分24秒～ 午後2時00分08秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※15	545.7	3,819,900	7,000	540	3,780,000	
合計		7,000		3,819,900	7,000		3,780,000	39,900

- ※1 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(552円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※2 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(575.8円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※3 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(579円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※4 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(584.8円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※5 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(586円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※6 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(580.1円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※7 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(574円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※8 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(582円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※9 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(585円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※10 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(586円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※11 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(586円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※12 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(565円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※13 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(571.5円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※14 違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての金融商品取引法第67条の19又は第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格(511円)
- ※15 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(545.7円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量